

佐賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年6月11日

佐賀県人事委員会委員長 大 西 憲 治

佐賀県人事委員会規則第21号

佐賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

佐賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年佐賀県人事委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前				改正後			
別表（第1条、第2条関係）				別表（第1条、第2条関係）			
地方公共 団体名	機関		職員	地方公共 団体名	機関		職員
鳥栖市	略			鳥栖市	略		
	出先機関	略			出先機関	略	
		小学校	校長 教頭 事務 長（学校運営支援 室長の職にある者 に限る。）			小学校	校長 副校長 教 頭 事務長（学校 運営支援室長の職 にある者に限る。）
中学校	校長 教頭 事務 長（学校運営支援 室長の職にある者 に限る。）	中学校	校長 副校長 教 頭 事務長（学校 運営支援室長の職 にある者に限る。）				
多久市	略			多久市	略		
	出先機関	略			出先機関	略	
小学校		校長 教頭 事務 長（学校運営支援 室長の職にある者 に限る。）	小学校	校長 副校長 教 頭 事務長（学校 運営支援室長の職 にある者に限る。）			

		中学校	校長 教頭 事務長（学校運営支援室長の職にある者に限る。）
武雄市	略		
	出先機関	略	
		小学校	校長 教頭 事務長（学校運営支援室長の職にある者に限る。）
中学校	校長 教頭 事務長（学校運営支援室長の職にある者に限る。）		
鹿島市	本庁	略	
		市長部局(会計課を含む。)	部長 課長 総務課課長補佐（職員担当に限る。） 秘書係長 職員係長
		略	
	出先機関	略	
		小学校	校長 教頭 事務長（学校運営支援室長の職にある者に限る。）
		中学校	校長 教頭 事務長（学校運営支援室長の職にある者に限る。）

		中学校	校長 副校長 教頭 事務長（学校運営支援室長の職にある者に限る。）
武雄市	略		
	出先機関	略	
		小学校	校長 副校長 教頭 事務長（学校運営支援室長の職にある者に限る。）
中学校	校長 副校長 教頭 事務長（学校運営支援室長の職にある者に限る。）		
鹿島市	本庁	略	
		市長部局(会計課を含む。)	部長 課長 総務課課長補佐（職員担当に限る。） 秘書広報係長 職員係長
		略	
	出先機関	略	
		小学校	校長 副校長 教頭 事務長（学校運営支援室長の職にある者に限る。）
		中学校	校長 副校長 教頭 事務長（学校運営支援室長の職にある者に限る。）

			に限る。)
略			
大町町	略		
	出先機関	小学校	校長 教頭 事務長 (学校運営支援室長の職にある者に限る。)
		中学校	校長 教頭 事務長 (学校運営支援室長の職にある者に限る。)
略			

			にある者に限る。)
略			
大町町	略		
	出先機関	小学校	校長 副校長 教頭 事務長 (学校運営支援室長の職にある者に限る。)
		中学校	校長 副校長 教頭 事務長 (学校運営支援室長の職にある者に限る。)
略			

附 則

この規則は、公布の日から施行する。